

答申

令和元年（2019）10月21日付で諮問された「令和元年（2019）5月30日付け公文書部分公開決定通知書（政策第130号）」による処分に対する審査請求の件（総務第592号）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである。

第2 出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。）第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2019年3月15日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、

「市長ポスト『1,000万円の交付金の利用地区（鵜鷺地区）の判断について』に対する出雲市長からの回答（平成31年3月12日付け）文書に関する公文書の全て（含む：回答文書記載の『市内の周知』、『△△△△△△の事業が該当すると思われたこと』及び『島根県への報告』についての公文書）」について開示を求める公文書公開請求（以下、「本件公開請求」という。）を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条例第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年（2020）10月19日付「審査請求人の住所について（報告）」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけではなく所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとしていところ、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかったものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市□□□□□□□□□□)において●●●●●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。

- (2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●●の運営主体は、鵜鷺地区の住民らを主たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である〇〇〇〇氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。
- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●は審査請求人と〇〇氏と二人で運営していること、②鷺浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も〇〇氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いづどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において〇〇氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査したところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。

(2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

(3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、「市長ポスト『1,000万円の交付金の利用地区(鵜鷺地区)の判断について』に対する出雲市長からの回答(平成31年3月12日付け)文書に関する公文書の全て(含む:回答文書記載の『庁内の周知』、『△△△△△△の事業が該当すると思われたこと』及び『島根県への報告』についての公文書)」である。

そして、本件審査請求の趣旨は、「2019年3月12日の起案用紙(広報第481号)に添付された『案』の回答に記載された『△△△△△△』を出雲市のホームページ『市長ポスト』に記載しない判断に関する公文書の公開」というものである。

(4) 本件審査請求の趣旨に掲げられている公文書は、市長ポストに投稿さ

れた内容に対する市長の回答が作成されるまでの過程で作られた公文書を指すものと考えられるところ、市長の回答及び回答の作成過程は、実施機関の事務事業であると言える。

そして、本件審査請求の趣旨に記載されている「回答」とは、審査請求人による市長ポストへの投稿に対する回答であることに争いはないから、審査請求人は、当該回答及び回答の作成過程により、自己の権利、利益等に直接影響を受けるといえることができる。

5 小括

よって、審査請求人は、上記4(3)記載の本件審査請求において審査請求人が公開を求めている公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足する。

第3 実施機関による本件審査請求を却下すべきとの主張について

1 実施機関は、弁明書において、本件審査請求に係る公文書は、本件公開請求により請求のあった公文書に含まれないため、本件審査請求は、公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服（本条例第17条の2）には当たらず、不適法として却下すべきと主張している。

2 本件公開請求書に記載の公開を求める公文書は、「市長ポスト『1,000万円の交付金の利用地区（鵜鷺地区）の判断について』に対する出雲市長からの回答（平成31年3月12日付け）文書に関する公文書の全て（含む：回答文書記載の『庁内の周知』、『△△△△△△△の事業が該当すると思われること』及び『島根県への報告』についての公文書）」であるところ、本件審査請求により、審査請求人が公開を求めている公文書は、「2019年3月12日の起案用紙（広報第481号）に添付された『案』の回答に記載された『△△△△△△△』を出雲市のホームページ『市長ポスト』に記載しない判断に関する公文書」である。

3 本件公開請求に係る公文書は、「出雲市長からの回答（平成31年3月12日付け）に関する公文書全て」であるから、当該回答の作成過程に関する公文書も含まれているものと認められる。

そして、本件審査請求に係る公文書は、当該回答がホームページに掲載さ

れるに当たり、同日付起案用紙に添付された回答案から文言が変更された経過等に関する公文書を指すものと考えられ、これが当該回答の作成過程に関する公文書に含まれることは明らかである。

よって、実施機関による、本件審査請求に係る公文書は、本件公開請求により請求のあった公文書に含まれないとの主張は採用することができない。

第4 本件審査請求に係る公文書の不存在について

1 前記第3のとおり、当審査会は、本件審査請求に係る公文書は本件公開請求により請求のあった公文書に含まれると判断したため、実施機関に対し、本件審査請求に係る公文書として、具体的にどのようなものが存在するか開示を求めた。

しかし、実施機関によれば、「市長ポスト」の回答作成にあたって、すでに公開決定済みの起案用紙及びその添付資料以外に、「△△△△△△△」の名称を回答に掲載するか否かを検討するための公文書を別途作成した事実はないため、本件審査請求に係る公文書は存在しないとのことであった。当審査会としても、「市長ポスト」の回答に「△△△△△△△」の名称を掲載するか否かを検討するための公文書は、「市長ポスト」の回答作成のために必要不可欠な文書ではないから、実施機関の主張（該当する公文書は作成していないため不存在）に不自然な点はないと考える。

2 よって、本件審査請求に係る公文書は存在しないから、本件審査請求は棄却すべきである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年10月21日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和5年 4月17日 (第1回審査会)	審議
令和5年 5月18日 (第2回審査会)	審議
令和5年 6月27日 (第3回審査会)	審議
令和5年 6月27日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹